

第 13 号

熊本県森林環境譲与税基金条例の制定について
熊本県森林環境譲与税基金条例を次のように制定することとする。

令和元年6月7日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県森林環境譲与税基金条例

(設置)

第1条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)第34条第2項各号に掲げる施策に要する費用に充てるため、熊本県森林環境譲与税基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第6条 知事は、第1条の施策に要する費用に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)の制定を踏まえ、森林の整備及びその促進に関する施策を実施する市町村の支援等に要する費用に充てるため、基金を設置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。